

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)	(第一条関係)	1
○奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)	(第二条関係)	8
○小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)	(第三条関係)	10
○総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)	(附則第五条関係)	13
○農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)	(附則第六条関係)	15
○国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)	(附則第七条関係)	17

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 奄美群島振興開発計画等（<u>第二条―第六条の十三</u>）</p> <p>第三章～第六章 略</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）の特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一・二 略</p>	<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 奄美群島振興開発計画等（<u>第二条―第六条の十二</u>）</p> <p>第三章～第六章 略</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、奄美群島（鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）の特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一・二 略</p>

三 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項

四 三十三 略

十五 奄美群島の振興開発に係る独立行政法人奄美群島振興開発基金、事業者、住民、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下単に「特定非営利活動法人」という。）その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項

十六 略

3 略

4 基本方針は、平成二十一年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

5 三十七 略

（振興開発計画）

第三条 略

2 振興開発計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 略

二 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する事項

三 三十三 略

十四 奄美群島の振興開発に係る独立行政法人奄美群島振興開発基金、事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する事項

三十三 略

十四 略

3 略

4 基本方針は、平成十六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

5 三十七 略

（振興開発計画）

第三条 略

2 振興開発計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 略

二 三十二 略

十五 略

3 略

4 振興開発計画は、平成二十一年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

5～9 略

(就業の促進)

第六条の六 国及び地方公共団体は、奄美群島の住民及び奄美群島へ移住しようとする者の奄美群島における就業の促進を図るため、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

第六条の七 略  
(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実)

第六条の八 略  
(高齢者の福祉の増進)

第六条の九 略  
(教育の充実等)

第六条の十 略  
(地域文化の振興等)

十三 略

3 略

4 振興開発計画は、平成十六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

5～9 略

第六条の六 略  
(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実)

第六条の七 略  
(高齢者の福祉の増進)

第六条の八 略  
(教育の充実等)

第六条の九 略  
(地域文化の振興等)

(地域間交流の推進)

第六条の十一 略

(人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保)

第六条の十二 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かすつ、奄美群島の魅力の増進に資する振興開発を図るため、その担い手となる人材の育成並びに奄美群島の振興開発に係る独立行政法人奄美群島振興開発基金、事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における緊密な連携及び協力の確保について適切な配慮をするものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第六条の十三 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、次に掲げる措置を講じた場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度(第二号に規定する事業に対するものにあつては、総務省令で定める期間に係る年度)におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による

(地域間交流の推進)

第六条の十 略

(人材の育成)

第六条の十一 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かすつ、奄美群島の魅力の増進に資する振興開発を図るため、その担い手となる人材の育成について適切な配慮をするものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第六条の十二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、奄美群島内において製造の事業、観光関連農林水産物販売業(奄美群島において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に奄美群島以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下この条において同じ。)若しくは旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置(製造の事業又は観光関連農林水産物販売業の用に供するものに限る。)

当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以  
後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）  
における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

一 奄美群島内において次に掲げる事業の用に供する設備を新設し、又  
は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建  
物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又はその  
事業に係る機械及び装置（ホに掲げる事業の用に供するものを除く。

）若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する  
固定資産税を課さないこと。

イ 製造の事業

ロ 有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はイ  
ンターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は  
情報の処理若しくは提供に関する事業活動であつて総務省令で定め  
るものを行う業種をいう。）に属する事業

ハ ロに規定する業種以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を  
利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する  
事業その他の総務省令で定める事業

ニ 奄美群島において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原  
料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗にお  
いて主に奄美群島以外の地域の者に販売することを目的とする事業  
ホ 旅館業（下宿営業を除く。）

二 奄美群島内において畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人につ  
いて、その事業に対する事業税を課さないこと。

若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定  
資産税を課さなかつた場合若しくは奄美群島内において畜産業、水産業  
若しくは薪炭製造業を行う個人について、その事業に対する事業税を課  
さなかつた場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一  
の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該  
当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二  
百一十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基  
準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各  
年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減  
収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度（個人  
の行う畜産業、水産業及び薪炭製造業に対するものにあつては、総務省  
令で定める期間に係る年度）におけるものに限る。）のうち総務省令で  
定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の  
当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われた  
ときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収  
入額となるべき額から控除した額とする。

三 前二号に規定する者について、これらの規定に規定する地方税に係る不均一の課税をすること。

(理事長及び理事の任期)

第十六条 理事長及び理事の任期は、二年とする。

(通則法の特例)

第二十六条 基金における通則法第二十九条第一項の規定の適用については、同項中「三年以上五年以下」とあるのは、「五年」とする。

2 基金の通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間の最初の事業年度の通則法第三十一条第一項に規定する年度計画に係る同項の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

3 略

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、平成二十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 この法律の失効後における基金の解散、基金の権利及び義務の承継、平成二十五年年度の業務の実績に関する評価並びに財務及び会計についての基金に係る通則法第三十二条及び第四章の規定の適用並びに基金に係る通則法第三十三条、第三十四条及び第六十一条の六第三項の規定の適

(役員)の任期)

第十六条 役員)の任期は、二年とする。

(通則法の特例)

第二十六条 基金における通則法第二十九条第一項の規定の適用については、同項中「三年以上五年以下」とあるのは、「四年六月」とする。

2 略

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、平成二十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 この法律の失効後における基金の解散、基金の権利及び義務の承継、平成二十年度の業務の実績に関する評価並びに財務及び会計についての基金に係る通則法第三十二条及び第四章の規定の適用並びに基金に係る通則法第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、別に法律で

用については、別に法律で定める。

3 振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち、平成二十六年以降に繰り越されたものについては、第六条第一項から第五項まで及び第二十七条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

4  
1 3  
略

定める。

3 振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち、平成二十一年以降に繰り越されたものについては、第六条第一項から第五項まで及び第二十七条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

4  
1 3  
略



○奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（長期借入金及び奄美群島振興開発債券） 第二十条 略</p> <p>2  前項の規定による債券の債権者は、基金の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>3  6  略</p> <p>（償還計画） 第二十一条 略</p> <p>2 第二十三条 略 （主務大臣等）</p> <p>3  略</p>	<p>（長期借入金及び奄美群島振興開発債券） 第二十条 略</p> <p>2  主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3  第一項の規定による債券の債権者は、基金の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>4  7  略</p> <p>（償還計画） 第二十一条 略</p> <p>2  主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 第二十三条 略 （主務大臣等）</p> <p>3  この章及び基金に係る通則法における主務省は、国土交通省及び財務省とする。</p> <p>4  略</p>

附則

1 略

2 この法律の失効後における基金の解散、基金の権利及び義務の承継、平成二十五年度の財務及び会計についての基金に係る通則法第四章の規定の適用並びに基金に係る通則法第三十二条から第三十四条の二まで、第三十五条の二及び第六十一条の六第三項の規定の適用については、別に法律で定める。

3  
1 3 略

附則

1 略

2 この法律の失効後における基金の解散、基金の権利及び義務の承継、平成二十五年度の業務の実績に関する評価並びに財務及び会計についての基金に係る通則法第三十二条及び第四章の規定の適用並びに基金に係る通則法第三十三条、第三十四条及び第六十一条の六第三項の規定の適用については、別に法律で定める。

3  
1 3 略

○小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（基本方針）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 一〇 略</p> <p>十一 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人</p> <p>十二 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下単に「特定非営利活動法人」という。）その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項</p> <p>十三 略</p> <p>3 略</p> <p>4 基本方針は、平成二十一年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。</p> <p>5 一〇 略</p> <p>（振興開発計画）</p> <p>第四条 略</p> <p>2 振興開発計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 一〇 略</p>	<p>（基本方針）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 一〇 略</p> <p>十二 略</p> <p>3 略</p> <p>4 基本方針は、平成十六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。</p> <p>5 一〇 略</p> <p>（振興開発計画）</p> <p>第四条 略</p> <p>2 振興開発計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 一〇 略</p>

その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する事項

十二 略

3 振興開発計画は、平成二十一年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

4～8 略

(人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保についての配慮)

第十三条の七 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かすつ、小笠原諸島の魅力の増進に資する振興開発を図るため、その担い手となる人材の育成並びに小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における緊密な連携及び協力の確保について適切な配慮をするものとする。

附 則

1 略

(この法律の失効)

2 この法律は、平成二十六年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち平成二十六年年度以降に繰り越されるものについては、第六条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

3～5 略

(この法律の失効後の譲渡所得等の課税の特例)

十一 略

3 振興開発計画は、平成十六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

4～8 略

(人材の育成についての配慮)

第十三条の七 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かすつ、小笠原諸島の魅力の増進に資する振興開発を図るため、その担い手となる人材の育成について適切な配慮をするものとする。

附 則

1 略

(この法律の失効)

2 この法律は、平成二十一年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち平成二十一年年度以降に繰り越されるものについては、第六条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

3～5 略

(この法律の失効後の譲渡所得等の課税の特例)

<p>7 略</p>	<p>6 帰島者に係る平成二十六年分以前の年分の所得税については、この法律の失効後も、なお従前の例による。</p>
<p>7 略</p>	<p>6 帰島者に係る平成二十一年分以前の年分の所得税については、この法律の失効後も、なお従前の例による。</p>

改正案		現行	
<p>附則 （所掌事務の特例）</p> <p>第二条 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 六 略</p> <p>2 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>			
期限	事	期限	事
平成十四年三月三十一日	（略）	平成十四年三月三十一日	（略）
平成二十二年三月三十一日	（略）	平成二十一年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成二十四年三月三十一日	（略）		

3 略	平成二十七年三月三十一日	平成二十六年三月三十一日	平成二十五年三月三十一日
	(略)	(略)	奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

3 略	平成二十七年三月三十一日	平成二十五年三月三十一日	平成二十四年三月三十一日	平成二十二年三月三十一日
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

○農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>附則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 農林水産省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>			
期限	事	期限	事
平成二十二年三月三十一日	（略）	平成二十一年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条の奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成二十四年三月三十一日	（略）	平成二十二年三月三十一日	（略）
平成二十五年三月三十一日	（略）	平成二十四年三月三十一日	（略）
平成二十六年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定		



4 略	平成二十七年三月三十一日	
	(略)	する奄美群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

4 略	平成二十七年三月三十一日	平成二十五年三月三十一日
	(略)	(略)

改正案		現行	
附則 （所掌事務の特例）		附則 （所掌事務の特例）	
<p>第二条 国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>		<p>第二条 国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	
期 限	事 務	期 限	事 務
平成二十二年三月三十一日	（略）	平成二十一年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
平成二十四年三月三十一日	（略）	平成二十一年三月三十一日	奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第三条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。）に基づく公共事業に關する關係行政機關の経費の配分計画に關すること。
平成二十五年三月三十一日	（略）	平成二十一年三月三十一日	独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に關
<p>奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美</p>			

2 略	平成二十七年三月三十一日	(略)	<p>群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>奄美群島振興開発計画(奄美群島振興開発特別措置法第三条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。)に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</p> <p>独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。</p> <p>小笠原諸島(小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第二条第一項に規定する小笠原諸島をいう。)の総合的な振興及び開発に関すること。</p>	平成二十六年三月三十一日

(審議会等の設置の特例)

第四条 平成二十六年三月三十一日までの間、奄美群島振興開発特別措置

2 略	平成二十七年三月三十一日	(略)	<p>小笠原諸島(小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第二条第一項に規定する小笠原諸島をいう。)の総合的な振興及び開発に関すること。</p>	平成二十二年三月三十一日
	平成二十五年三月三十一日			平成二十四年三月三十一日
	平成二十七年三月三十一日			平成二十二年三月三十一日

(審議会等の設置の特例)

第四条 平成二十一年三月三十一日までの間、奄美群島振興開発特別措置

法の定めるところにより国土交通省に置かれる奄美群島振興開発審議会  
は、本省に置く。

2 平成二十六年三月三十一日までの間、小笠原諸島振興開発特別措置法  
の定めるところにより国土交通省に置かれる小笠原諸島振興開発審議会  
は、本省に置く。

法の定めるところにより国土交通省に置かれる奄美群島振興開発審議会  
は、本省に置く。

2 平成二十一年三月三十一日までの間、小笠原諸島振興開発特別措置法  
の定めるところにより国土交通省に置かれる小笠原諸島振興開発審議会  
は、本省に置く。